

政 策 論 文

次の資料から、どのような社会的・経済的な課題が予想され、これに対してどのような対策が考えられるかについて、女性・高齢者・外国人の労働力の観点を踏まえて論じなさい。

(100点)

高齢化の推移と将来推計

資料1

\*この問題は、著作権の関係から、掲載できません。

資料：2010年までは総務省「国勢調査」、2014年は総務省「人口推計」（平成26年10月1日現在）、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果  
(注) 1950年～2010年の総数は年齢不詳を含む。高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。  
内閣府ホームページ「平成27年版高齢社会白書（概要版）」を加工して作成

## 資料2

人口減少社会の到来は、需給双方の観点から、日本経済に突き付けられた大きな課題である。出生率の向上が5年遅れるごとに、将来の定常人口が概ね300万人ずつ減少するとされており、一刻の猶予も許されないとの危機感の下、2015年度からの5年間を「少子化対策集中取組期間」と位置づけ、子育て支援の充実、結婚支援、多子世帯支援、子育て世代包括支援センターの整備をはじめ、国を挙げて人口減少の克服に全力で取り組んでいかなければならない。

長期的な視点に立った総合的な少子化対策を進めつつ、当面の供給制約への対応という観点からは、労働生産性の向上により稼ぐ力を高めていくことが必要である。その際、何よりもまず重要なことは、長時間労働の是正と働き方改革を進めていくことが、一人一人が潜在力を最大限に発揮していくことにつながっていく、との考え方である。長時間労働の是正と働き方改革は、労働の「質」を高めることによる稼ぐ力の向上に加え、育児や介護等と仕事の両立促進により、これまで労働市場に参加できなかった女性の更なる社会進出の後押しにもつながり、質と量の両面から経済成長に大きな効果をもたらす。加えて、少子化対策についてもその根幹とも言える効果が期待されるとともに、地方活性化等の鍵ともなるものであり、幅広い観点から日本全体の稼ぐ力の向上につながっていくのである。そうした意識を我が国全体で共有し、醸成していくことが重要である。

首相官邸ホームページ「『日本再興戦略』改訂2015」より

性・年齢階級別にみた15歳以上の者の就業の状況

(単位：%)

平成26年

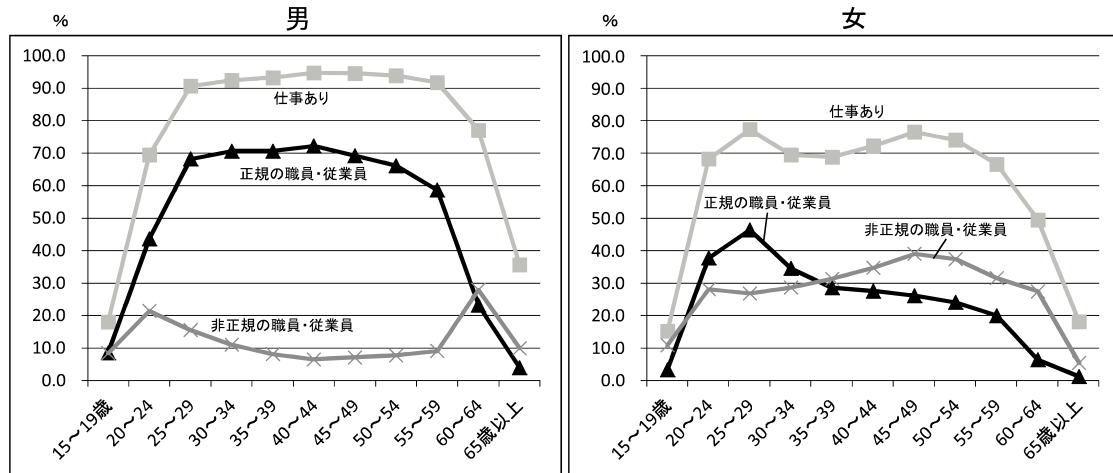
年齢階級	男						女					
	総数	仕事あり			仕事なし	総数	仕事あり			仕事なし		
		正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員	その他			正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員	その他			
総数	100.0	69.9	41.1	11.7	17.2	30.1	100.0	49.3	16.8	22.3	10.2	50.7
15～19歳	100.0	18.1	8.6	8.5	1.0	81.9	100.0	15.3	3.4	11.0	0.9	84.7
20～24	100.0	69.5	43.7	21.5	4.4	30.5	100.0	68.5	37.9	28.3	2.3	31.5
25～29	100.0	90.7	68.3	15.6	6.8	9.3	100.0	77.6	46.6	27.0	4.0	22.4
30～34	100.0	92.5	70.7	11.1	10.7	7.5	100.0	69.8	34.7	28.8	6.3	30.2
35～39	100.0	93.3	70.7	8.2	14.4	6.7	100.0	69.1	28.7	31.5	8.9	30.9
40～44	100.0	94.8	72.3	6.6	15.9	5.2	100.0	72.6	27.7	34.9	10.0	27.4
45～49	100.0	94.6	69.3	7.2	18.2	5.4	100.0	76.8	26.3	39.2	11.4	23.2
50～54	100.0	93.9	66.2	7.8	19.9	6.1	100.0	74.4	24.2	37.6	12.6	25.6
55～59	100.0	91.8	58.7	9.2	23.9	8.2	100.0	66.9	20.1	31.7	15.1	33.1
60～64	100.0	77.1	23.3	28.0	25.7	22.9	100.0	49.7	6.5	27.6	15.6	50.3
65歳以上	100.0	35.7	4.0	10.0	21.7	64.3	100.0	18.2	1.3	5.5	11.3	81.8

注1) 「総数」には、「仕事の有無不詳」を含まない。

注2) 「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。

注3) 「正規の職員・従業員」とは、一般職員又は正社員などと呼ばれている者をいう。

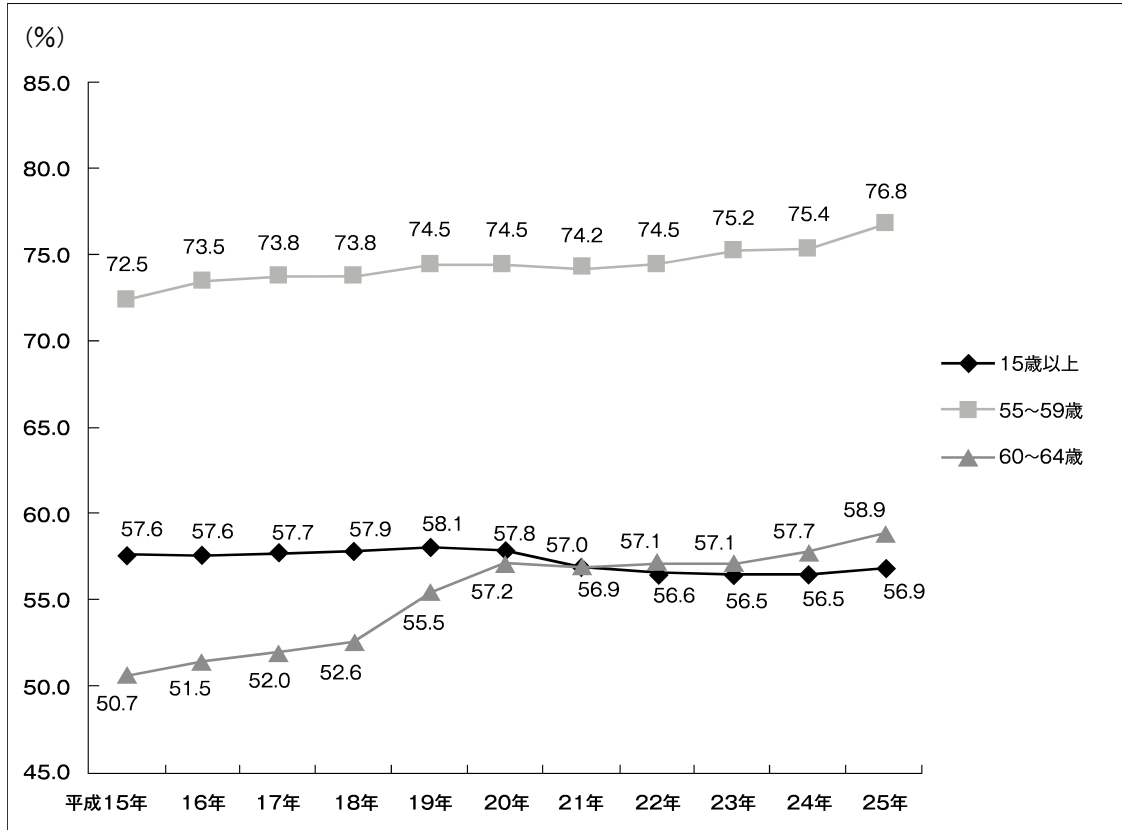
注4) 「非正規の職員・従業員」とは、パート・アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託などと呼ばれている者をいう。



注：「仕事の有無不詳」を含まない。

資料4

高齢者の就業率の推移（平成15年～25年）



総務省統計局ホームページ「統計 Today No.74」より

資料5

在留資格等別在留外国人数の推移

在留資格	平成22年末 (2010)	平成23年末 (2011)	平成24年末 (2012)	平成25年末 (2013)	平成26年末 (2014)	構成比 (%)	対前年末 増減率(%)
計	2,087,261	2,047,349	2,033,656	2,066,445	2,121,831	100.0	2.7
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
留学	201,511	188,605	180,919	193,073	214,525	10.1	11.1
技能実習	100,008	141,994	151,477	155,206	167,626	7.9	8.0
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....

注1) 平成23年末までの「計」は、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数である。

注2) 留学は、「留学」と「就学」の合計である。

注3) 技能実習とは、技能実習生が雇用関係の下、日本の産業・職業上の技能等の修得・習熟をすることを内容とするもの。受入方式は、企業単独型と団体監理型に大別される。

法務省ホームページ「平成26年末現在における在留外国人数について(確定値)」を加工して作成